

本人確認書類

分類		書類 原本に限る	条件
A	1点で本人確認ができる書類	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、 旅券(日本国内の住所が記載されているものに限る(※))、 住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、 精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、特別永住者証明書	名前・住所・生年月日・ 顔写真の記載があること。 提示時において有効であること。 (※)旅券(パスポート)は2020年2月4日 以降に申請のものは、 所持人記入欄がないため、 使用することは出来ません
B	2点で本人確認ができる書類	国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、 後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、 健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合員証、 地方公務員共済組合員証、市立学校教職員共済加入者証 年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童不要手当証書、母子健康手帳	名前・住所・生年月日 の記載があること。 提示時において有効であること。
C	Bの書類と合わせる 事で本人確認が できる書類	印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の 写しが添付されているものに限る)、住民票(※)、 住民票の記載事項証明書(※) これらの写し(個人番号通知カードを除く) 国税・地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書、 公共料金(電気・ガス・水道に限る)領収書	名前・住所・生年月日の記載が あること。 発行年月日が6ヶ月以内のもの。 (※)マイナンバー確認書類として 使用した場合、本人確認書類として 使用することは出来ません。 名前の他、個人識別事項として 住所・生年月日のいずれかが 記載されていること。 領収日付又は発行年月日が 6ヶ月以内のもの。

マイナンバー確認書類

200万円を超えるご売却取引を行う際には、マイナンバー確認書類のご用意をお願いいたします。
以下の分類Ⅱに該当する書類の場合、提示されたマイナンバーが、お取引者本人のものであることを確認する為、本人確認書類をご持参頂き、氏名・住所・生年月日が一致していることを確認させていただきます。

分類		書類 原本に限る	条件
I	本人確認書類として兼用できる書類	個人番号(マイナンバー)カード	提示時において有効であること。
II	別途本人確認書類を要する書類	個人番号(マイナンバー)通知カード(以下：通知カード)	マイナンバーが記載されていること。 発行から6ヶ月以内のもの。 マイナンバー確認書類として使用した場合、本人確認書類として使用することは出来ません。
		マイナンバーが記載された住民票の写し、 住民票記載事項証明書等	

※現住所・現氏名・生年月日の記載があるものに限りです。

本人確認書類・マイナンバー確認書類 組み合わせ例

例	犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類		マイナンバー確認書類 (200万円を超えるご売却時のみ)
①	A	個人番号カード	不要
②	A	運転免許証	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
③	B	健康保険証	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
	B	年金手帳	
④	B	健康保険証	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
	C	公共料金の明細 ※ガス・水道・電気に限る	
⑤	B	健康保険証	通知カードのみ
	C	住民票 住民票記載事項証明書	住民票を本人確認書類として使用した場合、 マイナンバー確認書類として使用する ことは出来ません。
⑥	B	健康保険証	通知カードのみ
	C	マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書	住民票を本人確認書類として使用した場合、 マイナンバー確認書類として使用する ことは出来ません。
⑦	B	健康保険証	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
	C	印鑑登録証明書	